定款

一般社団法人ヒューマンハーバー別海

一般社団法人ヒューマンハーバー別海定款

第1章総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ヒューマンハーバー別海と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道野付郡別海町に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、障害児・障害者の福祉の向上と、協働によるまちづくりや子育て支援及び 地域活性化のための多世代交流、地域リーダー開発などの人材育成を目的とし、次の事業を 行う。

(事業)

第4条

- 1. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 2. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 3. 障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業
- 4. 障害者総合支援法に基づく障害者就労支援事業
- 5. 障害者総合支援法に基づく地域活動センター事業
- 6. 協働のまちづくりを推進するための市民活動センターやボランティアセンター等の中間支援事業
- 7. 地域多世代交流拠点となる子供食堂や地域食堂などの多世代交流サロン運営
- 8. 上記の目的を達成するために必要な研修会や講演会の開催
- 9. 前各号に掲げる事業に附帯する一切の事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(入 社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
 - (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は法人が解散したとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

- 第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。
 - 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半

数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当 該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員 数)

- 第20条 当法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事1名以上
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
 - 2 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚因関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - (6) 前3号の掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する雑年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う職務権限を有する。

(代表理事:職務権限)

- 第23条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 2 代表理事を、理事長と称する。
 - 3 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いっでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取弓

(責任の一部免除等)

第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法111条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の責任を法令に規定する額を限度において免除することができる。

第5章理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

- 第30条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 監事は、必要があると認めたときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会規則による。

(基金の拠出)

- 第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
 - 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理 事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変 更する場合も同様とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を 作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の 承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件 に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けな ければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

(余剰金の分配の禁止)

第38条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

- 第39条 当法人は、当法人の社員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。
 - 2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。

ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために 寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解 散)

- 第41条 当法人は、次の事由によって解散する。
 - (1) 社員総会の特別決議.
 - (2) 社員が欠けたこと。
 - (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 国 若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 附 則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 木嶋悦寛

設立時理事 菅原日出男

設立時理事 大和田智子

設立時監事 外山浩司

(設立時代表理事)

第46条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

北海道野付郡別海町別海220番地の19

設立時代表理事 木嶋悦寛

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び往所は、次のとおりである。

北海道野付郡別海町別海220番地の19

木嶋悦寛

北海道野付郡別海町別海220番地の19

木嶋加寿美

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上のとおり、一般社団法人ヒューマンハーバー別海設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士菅原日出男は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 28 年 7 月 27 日

北海道野付郡別海町別海220番地の19 設立時社員 木嶋悦寛

北海道野付郡別海町別海220番地の19 設立時社員 木嶋加寿美

上記設立時社員2名の定款作成代理人

北海道野付郡別海町別海宮舞町50番地1

司法書士 菅原 日出男

日 出 男原士